

～第4回モニタリングポスト見学ツアー報告（東毛方面）～

2015年10月1日に始めたモニタリングポスト見学ツアーが4回目となり、今回は東毛地区の5ヶ所を8名の参加者で巡りました。これで県内25ヶ所の内の21ヶ所を巡ることができました。県西の婦恋村役場、北の高山村役場、片品・戸倉サブセンター、みなかみ町水上支所の4ヶ所が残りました。また改めて実施する予定です。

群馬も福島もやっぱり、まだ放射能は消えてはいません

加納順子

伊勢崎市役所の南駐車場集合でさっそく北西の角にあるモニタリングポストの表示を見ると、 $0.030 \mu\text{Gy/h}$ でした。可搬型線量計で今まで見てきたのと同様にコンクリートで固められた上に器具が設置され、太陽光パネルの下に放射線量が表示されており、フェンスで囲まれている。このすぐ南側に強度地震計と貯水槽が並び生垣に囲まれて近づき難いがフェンスの近くまで行き手持ちの線量計で測定する。



次は、**館林市役所**で約1時間の移動、レンガ造りの立派な庁舎の北側から線量計探しにそれぞれの経路で南側の駐車場に出ると北東の角にあり、駐車場から出るときに意識すれば見えるところでした。ここは $0.033 \mu\text{Gy/h}$ でした。庁舎内には桜の開花の告知板もあり駐車場周囲の桜が数輪開いていました。



3番目の**太田・ぐんまこどもの国**へ約1時間、関東平野をひた走る。太田市に入ると丘に設置されたソーラーパネルが目に入る。まるで丘全体にトランプを貼り付けたような形で異



様に感じる。太陽光活用もいいが地域全体の景観に配慮はないのかと思った。ぐんまこどもの国は春休み中のためか駐車場もほぼいっぱいという感じで親子連れ、祖父母と孫？学童保育園？等で賑わっていた。線量計は奥の駐車場の倉庫の近くにあり、固定型であるため誰もこれが放射線量測定器だとは解らないだろう。測定値は管理棟内のパソコン表示なので見学を申し出たが県の方から許可が出ていないので見せられないと言われる。事前に県に連絡したが、今回は許可が出なかった。数日前の前橋地裁判決の影響か？などと勝手に解釈した。対応してくれた職員はスマホでパソコン画面を写して見せてくれた。 $0.048 \mu\text{Gy/h}$ であった。今までの所よりやや高いのが気になる。園内を散策すると芝生にシートを敷き昼食を取る人達やかけ回る子供達がいてのどかな様子だがここで遊んでいるのか心配になってしまう。きちんと測定して対応しているのならば良いのだが。

4番目は**桐生市民文化会館**で駐車場の端にありまったく人目につかない所にある。 $0.029 \mu\text{Gy/h}$ と表示されていたが、手持ちの測



$\mu\text{Sv/h}$)を示し、測定器が汚染されているのではないかと疑ってしまった。しかし、そうではなく、何度か試したがやはり $0.062\mu\text{Sv/h}$ と高い。レンガに溜まりやすいのか、吹き溜まりのような地形のせいかわからないが人が出入りするとは思えない場所であることに安心する。



5番目の**みどり市東支所**までは約1時間半、渡良瀬川沿を走る。途中梅が満開で館林との差を感じる。駐車場から線量計を探し散策。春休みの子供達が元気に遊ぶ姿があり郷愁を覚える。神社の東側、体育館裏手の駐車場入口の角に線量計を見つける。 $0.040\mu\text{Gy/h}$ とやや高めである。駐車場の東にある墓地の中はさらに高い値を示す。(右写真)

伊勢崎市役所に戻って再び線量計を見ると $0.033\mu\text{Gy/h}$ で朝より $0.003\mu\text{Gy/h}$ 少し高い。

定器で測ってみると近くのレンガ敷きの地表では $0.062\mu\text{Sv/h}$ (別の測定器では 0.08

天候にも恵まれ予定していた所全てを見学することができました。改めて東毛地区は遠いと感じた一日でした。

* * *

東京電力福島第一原発事故から6年が経過。福島では今なお8万人近くが原発避難を余儀なくされている。3月31日、4月1日に浪江、飯館、富岡が帰還困難地区以外は避難解除された。避難解除となった地区は年間被曝量 20mSv 以下の地区。一般国民の年間被曝量は 1mSv 、放射線管理区域でも年間 5mSv となっている。放射線量の高い地域に無理矢理帰還させ、賠償打ち切りが進む。福島を過去のものにするかのように「復興五輪」を旗印に動いているが、福島は決して過去のものにはならない。廃炉の見通しも立たず、中間貯蔵施設も遅れ最終処分場は検討もされていない。再稼働を急いでいるが使用済み核燃料はどうするのか？課題は山積みである。



フクシマわすれないコラム2

前橋地裁判決の警告するもの

坂田尚之

2017年3月17日前橋地裁において原道子裁判長は全国の原発訴訟に先駆けて、「国と東電に責任」「津波予見」「人災強調」(上毛新聞)と画期的な判決を下しました。国策である原発は国民の基本的な人権を脅かすものであると認めたとも言えますが、それは国民の審判を仰がねばならない重大な問題を含んでいることにもなります。判決が「原発施設は一度炉心損傷になると、取り返しのつかない被害が多数の住民に生じる性質がある」と指摘している点です。今回の判決の核心は「取り返しのつかない被害」の指摘にあると考えます。

拡散した放射性物質は「DNAを傷つける」、「化学的処理で無害化できない」。さらに「広範囲、長期間の避難」を強いますが、このような事故は自然災害と戦争以外に比較すべきものではありません。帰還できるころにはインフラも含め地域社会は崩壊し、ふるさととも喪失してしまいます。もう一つは、未来を破壊する可能性です。「累積被曝線量が増加」、「体内の蓄積放射性物質の増加」は特に胎児や幼児が影響を受けやすい。明確な影響が現れるほどの放射能汚染の濃度となった時には正しく取り返しのつかない事態となってしまいます。

原子力をベースロード電源とすることは、「取り返しのつかない被害」を覚悟(ガマン)せよということでもあります。あなたは受け入れますか、と問われている重大問題なのです。